

曾於市立末吉小学校改築設計業務
プロポーザル

審査基準

令和6年1月

曾 於 市

【目次】

第1	審査基準の位置づけ	1
第2	設計者の選定及び決定方法等	1
1	選定方式	1
2	審査方法	1
3	設計者選定の体制	1
第3	審査の手順及び評価要領	2
1	参加資格確認審査	2
2	提案審査の手順及び評価要領	2
3	その他	5

第1 審査基準の位置づけ

この審査基準は、曾於市が曾於市立末吉小学校改築基本設計及び実施設計業務委託の発注にあたって、プロポーザル方式により設計者を選定するため、本プロポーザルの応募者に向けて公表する実施要領と一体のものである。

また、本審査基準は、最優秀提案者を特定するための方法、評価基準を示したものである。

第2 設計者の選定及び決定方法等

1 選定方式

本業務は、価格競争だけでなく、幅広い知識や経験、高い技術力を備えた優れた設計者を選定するため、設計対象に関する発想・解決方法などの提案を幅広く求める、公募型プロポーザルにより実施する。

2 審査方法

市は、以下のとおり審査を実施する。

(1) 参加資格確認審査

市は、応募者から提出された参加申出書及び参加資格確認申請書について、審査委員会に諮り、参加資格要件等を具備しているか審査、確認を行う。

(2) 提案審査

市は、参加資格確認審査において参加資格要件等を具備していると認められた者（以下、「参加者」という。）から提出された提案書について、審査委員会に諮り、次のとおり審査を行う。

ア 一次審査

審査委員会において、参加者から提出された提案書等について書類審査を行い、5者程度を選定する。

イ 二次審査

審査委員会は、一次審査で選定された提案者を対象に、提案内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案者に順位を付し、1位の提案者を最優秀提案者、2位の提案者を優秀提案者（次点）として特定する。

なお、二次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングは曾於市民を対象に公開を予定している。

3 設計者選定の体制

市は、プロポーザル方式により、本業務の最優秀提案者を特定するにあたり、公平性及び透明性を確保して評価を行うために、曾於市立末吉小学校改築設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

なお、審査委員会の所掌事務及び委員は実施要領に示すとおりである。

第3 審査の手順及び評価要領

1 参加資格確認審査

参加資格の確認審査では、応募者が本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認する。具体的には、実施要領第3-2「プロポーザルの参加資格要件等」に定めるとおり、確認基準日である参加申出書の提出期限日において、応募者においては次の(1)から(8)、協力事務所においては、次の(2)から(8)の参加資格要件等を満たしているかについて確認する。

- (1) 最新の曾於市指名競争入札参加資格及び指名基準等に関する要綱（平成17年曾於市告示第82号。以下「指名基準等に関する要綱」という。）に規定する建設業者等有資格業者名簿において、部門の種類が「建築関係建設コンサルタント」で登録されている者であること。なお、本要件については、令和6年2月1日から参加申出書の提出期限日までに入札参加資格審査申請が受理されたものについて、本要件を満たしているものとみなす。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 曾於市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止及び指名基準等に関する要綱第10条の規定による資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っているものであること。
- (5) 主たる事務所等の所在地において、納期の到来している市区町村税を完納していること。
- (6) 本プロポーザルの審査委員会委員及びその家族が含まれていないこと。
- (7) 本プロポーザルの審査委員会委員及びその家族と資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 他の応募者（協力事務所を除く。）と資本関係又は人的関係がないこと。

市は、応募者が提出した参加申出書及び参加資格確認申請書等について、実施要領に示す参加資格要件等の確認を行い、審査委員会に進達する。審査委員会において、参加資格を具備していないと認められる者を欠格とする。

なお、参加資格確認審査は、提案書等の提出者となる者を選定するものである。

2 提案審査の手順及び評価要領

提案審査は、公募型プロポーザルにより設計者を選定するため、参加者が作成した提案書について、審査基準に基づき審査し、評価する。

(1) 提出書類の確認

提出された書類が、実施要領別添資料4「提案書等提出要領及び様式集」に基づき提出され、実施要領第4-1「提案に関する条件」を具備しているか市において確認を行う。

(2) 一次審査

審査委員会は、各提案者から提出された提案書等について、次に掲げる評価項目及び評価の視点に基づき、総合的に評価を行い、5者程度を選定する。

区分	評価項目	評価の視点
提案内容 の評価	建替の基本方針に関する 評価	安全・安心な小学校の実現のための提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
		機能性・効率性を重視した小学校の実現のための提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
		地域住民も利用しやすく親しまれる小学校の実現のための提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
	配置・平面計画に関する 評価	ゾーニング及び動線計画の提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
		新しい時代の学びを実現するため、平面計画のフレキシブル性について、独創性、実現性を総合的に評価する。
		普通教室とオープンスペースの関係性と、オープンスペースの活用方法に関する提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
	配慮事項に関する評価	周辺環境への配慮に関する提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
		工事期間中の学校活動等におけるスペースの確保や児童や教職員への配慮等に関する提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
		鹿児島県の気候の特性を踏まえた日差し対策や、オープンスペースの活用を視野に、空調効率やランニングコストの削減に配慮した空調計画など、省エネへの配慮や環境負荷の低減に関する提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。

区分	評価項目	評価の視点
提案内容 の評価 (続き)	配慮事項に関する評価 (続き)	本事業をきっかけとした、曾於市又は末吉地域のまちづくりを意識した提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
	コスト縮減に関する評価	建築物等の質を保ちつつ建設費を縮減するための考え方や、維持管理費等の削減についての提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
	独自提案に関する評価	独自提案について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
	提案内容の総合評価	全体コンセプトや基本的な考え方、提案内容全体を通して、業務内容の理解度について総合的に評価する。

(3) 二次審査

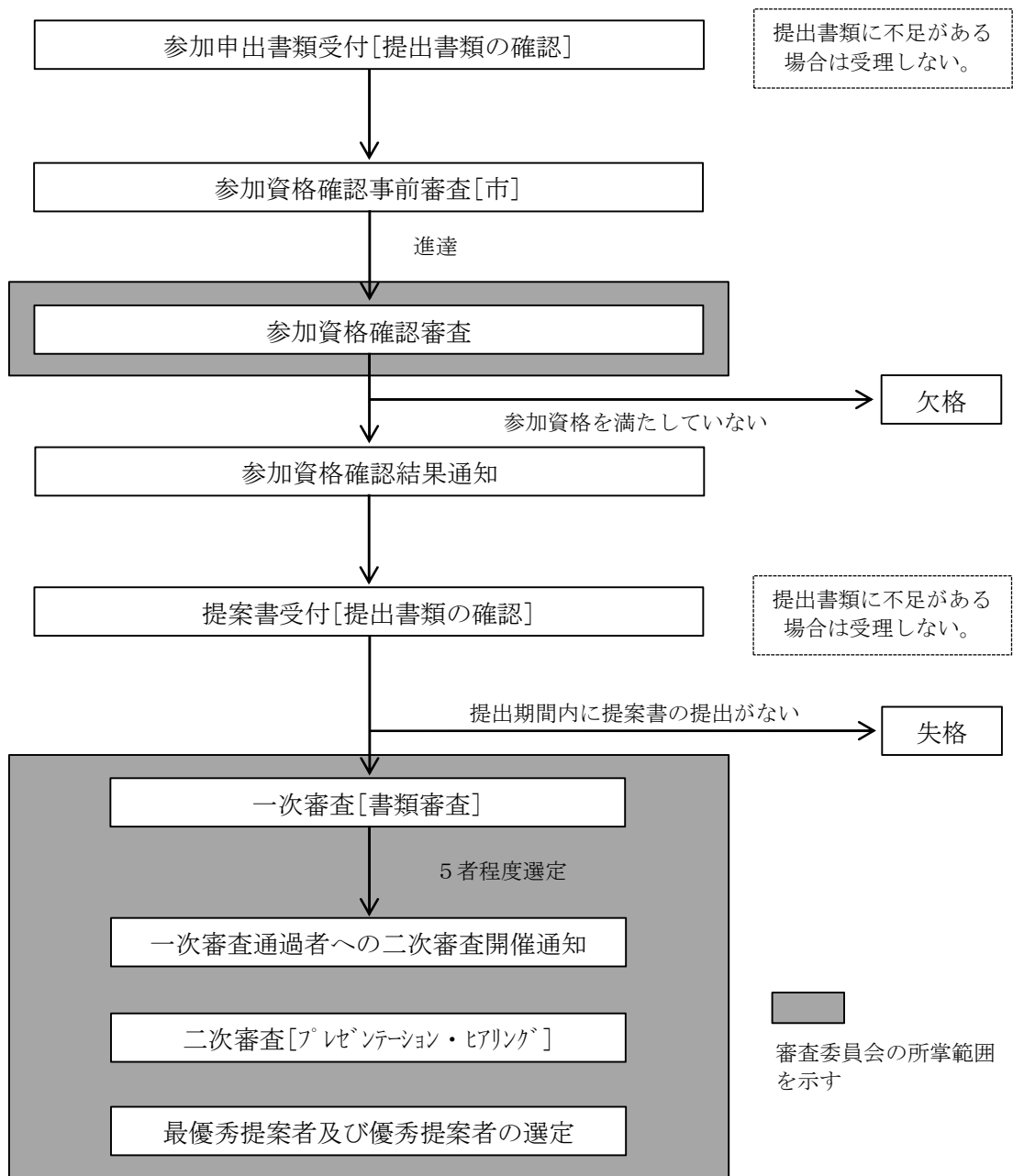
審査委員会は、一次審査で選定された提案者を対象に、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

審査委員会は、一次審査での審査内容に加え上述のプレゼンテーション及びヒアリングの内容、過去の実績内容による業務遂行能力の確認等を踏まえ、提案者に順位を付し、1位の提案者を最優秀提案者、2位の提案者を優秀提案者（次点）として特定する。

(4) 提案者が1者しかいない場合の取り扱い

提案者が1者しかいない場合であっても、審査基準に従い審査を行う。

(5) 事業者選定のフロー



3 その他

(1) 事業者選定の判断基準

以下の場合、審査委員会において最優秀提案者の特定を行わないこととし、その結果を市長に報告する。

- ア 参加申出書の受け付けがない場合
- イ 参加資格を満たす者がいない場合
- ウ 提案書の受け付けにおいて、提案者がいない場合